かわちのタイムス

2025.12.1発行 No. 78

社会保険労務士法人 **かわちの社労士事務所**

社会保険労務士 喜多裕明·喜多友里

〒577-0012 東大阪市長田東 **2-1-31-301** T) 06-6785-7133 F) 06-6785-7133

E-mail: info@kawachino.org URL: https://kawachino.org 歳末恒例当事務所の十大ニュースをお届けします。 個人的にはいろいろありましたが、たいていは加齢によるものと思います。 できるだけポジティブな こュースが並ぶよう、これからもガンバリます。

本旗年寒年寒水器水准车

1. 「音楽と講演の⁾ つどい」が大成功

かわちのセンターの門出に35人が参加

2. 社会保険労務 士トリオが誕生

女性職員の試験合格 で社労士トリオ実現

10. 燃え続けるビル火災にビックリ

隣のビルの1室が燃え 1時間後ようやく消火 でした! ヘビーな年 3. 労働保険事務 組合が認可される

2年間の活動実績と会 員拡大により認可に

9. 給与明細の「兒 える化」を導入

紙の明細からウェブ明 細ヘサービスを拡充 かわちの社労士事務所

_2025 年の 10 大ニュース

(重大ではありません)

8. ものづくり企 業見学会を企画 ものづくりと安全衛

生活動を学ぶ見学会

7. 審嗇請求に連 続して取り組む

障害年金の審査請求 も大切な権利の行使 6. 弁護士と共同 受任で労災請求

労災保険請求にとど まらず訴訟も視野に 4. 一人親方組合 初の総代会開催 より多くの会員の声

4

TE:

を集めて運営します

5. フルタイム 5 名体制の事務所

正規労働者を増や すことが肝要です

ら好物です。

社労士

少し昔の話ですが

ス 門 答 (6

定法を改正

社 長 タ イミー」 とか は

社労士 か? えたからです。 タイミー なぜこれほど広がったのです 長 に それは厚生労働省が 「お墨付き」

「イカ墨パスタ」 社 援しています。

合せに適法と回答 ①タイミーか ②職業安 こらの問

厚生労働省は禁止どころか支 に た。 日 民 主党政 雇 「そっくり」 スキマバ 派遣が原則禁止されまし 権下 どんなふうに イトは日雇 の2012年に な制度ですが 派遣

ることもできません。 社 別扱 1 たしかに変です

ただいた」と述べています。 続きました。 を有料職業紹介事業に分類と 「東京労働局から後押しを タイミーはただの仲 タイミー自身が

社労士 ないはずです。 が雇用主に代わって労働者に 介業者だと思っていました。 日で給与を振込ことができ それだと、 労務管理の全 タイミー

般を代行することを売物にす

社労士 ていることから、見過ごせ が 省している? くなったとも言えます。 「闇バイト」にもつなが スキマバイトの 実

透明ですね 「イカ墨」よりも不

③スキマバイト 管理 社労士 を発行しました。 け)」の二つのリーフレット トワー 「スポットワークの労務 (使用者向け)」「スポ クの注意点 厚生労働省は今年7 (労働者向

いきすぎたことを反 熊

「ブラックバイト」だった

労働相 社労士3 ニュ 理由です。 ホー とホームページで「真 1 を届けていきます。 アルします。 談が増えてきたことが ムページを12月にリ 人体制になったこと 紙の媒体(ニュ 事務所が

火災。 5月に起こっ

ほど飛散しました。 り改めて「火の用心」。 所の窓枠にビッシリ付着する ガラスの破片が当事 た隣の 歳末にな

スノードロップ

だから映画はおもしろい

(2024年、日本)

vol.65

●生活保護の実態を描いた本作は、実在する 一家をモデルとした物語です。スノードロッ プとは「死」と「希望」という二つの花言葉 を持つ花のことです。

吉田浩太監督は自身も生活保護を受給した経 験から、2016年に起こった事件を知り、映画 として描くべきだと考えたといいます。

- ●母と同居している直子(西原亜希)の元に 長年蒸発していた父が帰ってくる。十年ほど 経って、母は認知症、父は持病の悪化で働け なくなり、生活保護を受給することに。ケー スワーカー・宗村 (イトウハルヒ) の親切な 対応で申請はスムーズに進み、訪問審査を受 けて生活保護の受給はほぼ決まった。その夜 直子は父から「直ちゃん、3人で一緒に死ん でくれないか」と切り出される。
- ●直子は仕事をせず母の介護に専念していた 自分を生きることから逃げていたと感じ、父 の提案を承諾してしまいます。「慰めすらみ じめに感じた」と宗村に語る直子。やり切れ なさが募る映画ですが、生き残った直子が 「生きていく」希望を見出したと信じたい。
- ●権利としての生活保護制度を受け入れがた い人の「人間の尊厳」も守られるべきである ことなど、生活保護をめぐる葛藤が深く描か れていて、多くのことを考えさせられます。
- ●今年6月、生活保護引き下げ違憲訴訟(い のちのとりで裁判)の最高裁判決が出され、 安倍政権時代の670億円の生活保護費引き 下げを違法と断じました。しかし、国は千人 を超える原告団に謝罪することもなく、専門 委員会をつくって、事を納めようとしていま す。生活保護は身近にある問題なのです。